

平成十八年十二月十二日受領  
答弁第二〇一号

内閣衆質一六五第二〇一号

平成十八年十二月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 河野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出政官関係を巡る外務審議官の認識に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出政官関係を巡る外務審議官の認識に関する第三回質問に対する答弁書

一について

外務省において確認できる範囲では、御指摘の外務審議官が外務省総合外交政策局長を務めていた間に受けた国家公務員倫理法（平成十一年法律第二百二十九号）第六条第一項の規定に基づく五千円を超える贈与等又は報酬の支払に係る報告のうち、報道関係者に係るものは一件である。

二及び三について

外務省として、御指摘の外務審議官は、国家公務員倫理法第六条第一項の規定に基づき、贈与等報告書の提出の要否を判断しているものと認識している。